

食品等事業者の皆様へ

食品衛生法および滋賀県食品衛生基準条例の一部改正により

食品の「営業許可制度」と
「届出制度」が
令和3年6月1日
から変わります！

新たな営業許可・営業届出制度の概要

P1～

営業許可業種の見直し

P3～

営業許可の新たな施設基準

P5

新たな営業届出制度

P6～

経過措置

P8～

問い合わせ先

P11



新たな営業許可・営業届出制度の概要

- 平成30年6月の食品衛生法の改正に伴い、
営業許可業種が見直されました。
- 営業許可の対象でない場合であっても、
営業届の対象となる業種があります。
- 新たな制度は**令和3年6月1日**から始まります。
- 営業許可業種の見直しとともに、許可の要件である
施設の基準も改正されました。

～令和3年5月31日

※既許可業種には経過措置あり

許可業種

飲食店営業、菓子製造業、そうざい
製造業、乳類販売業、食肉販売業、
魚介類販売業など 34 業種

(県独自) 届出業種

漬物製造業、食品販売業（許可業種
除く。）、集団給食（委託除く。）など

新制度へ移行

令和3年6月1日～

許可業種

飲食店営業、菓子製造業、そうざい
製造業、清涼飲料水製造業、冷凍食品
製造業、漬物製造業、食肉販売業
(未包装品) など 32 業種

届出業種

許可業種と許可・届出不要業種
以外の営業が届出対象の業種

(例)
野菜果物販売業、菓子種製造業、
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）、
弁当販売業、
集団給食（委託を除く）など

許可・届出が不要な業種

食品・添加物輸入業、運搬業、
容器包装に入った長期間常温で保存
可能な食品の販売など

新たな許可、届出等業種の一覧

許可業種

- | | |
|--|-----------------|
| 1 飲食店営業 | 16 水産製品製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機
により食品を調理し、調理された食
品を販売する営業 | 17 氷雪製造業 |
| 3 食肉販売業（包装品除く。） | 18 液卵製造業 |
| 4 魚介類販売業（包装品除く。） | 19 食用油脂製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 20 みそまたはしょうゆ製造業 |
| 6 集乳業 | 21 酒類製造業 |
| 7 乳処理業 | 22 豆腐製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 23 納豆製造業 |
| 9 食肉処理業 | 24 麺類製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 25 そうざい製造業 |
| 11 菓子製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 12 アイスクリーム類製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 13 乳製品製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 14 清涼飲料水製造業 | 29 潰物製造業 |
| 15 食肉製品製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| | 31 食品の小分け業 |
| | 32 添加物製造業 |

いずれの業種も **HACCPに沿った衛生管理**※ が必要です。

届出業種

許可業種と届出不要業種以外の営業

製造・加工業の例

- ・干し柿、干し芋、切干大根などの
製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精穀・製粉業
- ・合成樹脂製の器具・容器包装製造業

販売業の例

- ・弁当販売業
- ・野菜果物販売業
- ・米穀類販売業
- ・食肉販売業
(包装済みの食肉のみの販売)
- ・魚介類販売業
(包装済みの魚介類のみの販売)

調理業の例

- ・集団給食
(委託の場合、飲食店営業の許可)
- ・調理機能を有する自動販売機
(高度な機能を有し、屋内に設置されたもの)

いずれの業種も **HACCPに沿った衛生管理**※ が必要です。

※ 1. 詳細は、滋賀県HP「食の安全」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/315793.html>)を御覧ください。

2. 合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者は、別途GMPによる製造管理が制度化されたためHACCPに沿った衛生管理の対象外です。

許可・届出が不要な業種

- 1 食品または添加物の輸入業
- 2 食品または添加物の貯蔵または運搬のみをする営業
(ただし、冷凍または冷蔵倉庫業は届出が必要な業種)
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品または添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入または販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）は、営業届出は不要です。

許可業種の見直しとは？

- 平成30年6月の食品衛生法の改正に伴い、
営業許可業種が見直されました。

新たな業種の設定

食中毒のリスクや過去の食中毒の発生状況等を踏まえた見直し

(例)

- 「漬物製造業」、「水産製品製造業」などが新たな許可業種として設定
- HACCPに基づく衛生管理を行うことで複数の許可が必要だった食品を製造できる「複合型そうざい製造業」、「複合型冷凍食品製造業」を設定

業種の統合

共通する原材料や製造工程などを踏まえた見直し

(例)

- 「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」を統合して「みそまたはしょうゆ製造業」
- 「あん類製造業」は「菓子製造業」に統合
- 「喫茶店営業」は「飲食店営業」に統合

許可から届出に移行

食中毒のリスクが低いと考えられる業種の見直し

(例)

- 「乳類販売業」は許可から届出へ移行
- 「食肉販売業」と「魚介類販売業」のうち包装品だけを扱う場合は届出へ移行

取り扱える食品の範囲の拡大

一つの許可で取り扱える食品の範囲の見直し

(例)

- 「飲食店営業」の許可を受けた施設で作ったケーキを販売する場合は、飲食店が調理提供している食品の持ち帰りの範囲内であれば、新たに「菓子製造業」の許可は不要
- 「菓子製造業」の許可を受けた施設で、客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、新たに「飲食店営業」の許可は不要
- 「食肉製品製造業」の許可を受けた施設で、食肉製品に加え、これらと併せて食肉または食肉製品を使用したそうざいについても、製造することが可能

許可業種の見直しのイメージ

改正前の許可業種は、令和3年6月1日から
以下のように見直されます。

(ただし、取り扱う食品によっては、必ずしもこのとおりに
ならない場合があります。実際に必要な許可業種については、
事前に最寄りの保健所に相談してください。)

旧業種		新業種
飲食店営業		飲食店営業
そうざい製造業		そうざい製造業
半そうざい製造業 (届出)		
喫茶店営業 (自動販売機除く。)		
喫茶店営業 (自動販売機)		調理の機能を有する自動販売機
菓子製造業		菓子製造業
あん類製造業		菓子製造業
アイスクリーム類製造業		アイスクリーム類製造業
乳処理業		乳処理業
特別牛乳搾取処理業		特別牛乳搾取処理業
乳製品製造業		乳製品製造業
集乳業		集乳業
乳類販売業		(届出に移行)
食肉処理業		食肉処理業
食肉販売業		食肉販売業 (容器包装に入れられたものの販売は届出)
食肉製品製造業		食肉製品製造業
魚介類販売業		魚介類販売業 (容器包装に入れられたものの販売は届出)
魚介類せり売業		魚介類競り売り営業
魚肉ねり製品製造業		水産製品製造業
食品の冷凍 または冷蔵業		冷凍食品製造業
食品の放射線照射業		食品の放射線照射業
旧業種		新業種
清涼飲料水製造業		清涼飲料水製造業
乳酸菌飲料製造業		(乳処理業、清涼飲料水製造業、乳製品製造業のいずれかの許可)
氷雪製造業		氷雪製造業
氷雪販売業		(届出に移行)
食用油脂製造業		食用油脂製造業
マーガリンまたは ショートニング製造業		食用油脂製造業
みそ製造業		みそまたはしょうゆ製造業
しょうゆ製造業		みそまたはしょうゆ製造業
ソース類製造業		(密封包装食品製造業の許可)
酒類製造業		酒類製造業
豆腐製造業		豆腐製造業
納豆製造業		納豆製造業
めん類製造業		麵類製造業
缶詰または瓶詰 製造業		密封包装食品製造業
添加物製造業		添加物製造業
【新規】		液卵製造業
【新規】		複合型そうざい製造業
【新規】		複合型冷凍食品製造業
【新規】		漬物製造業
【新規】		食品の小分け業

許可を受けるための施設基準は？

- ・ 営業施設の許可を得るために、
施設基準に適合する必要があります。
- ・ 本改正で許可業種の見直しに合わせて、
施設基準も改正されました。
- ・ 新しい施設基準は**令和3年6月1日**から適用されます。
- ・ 施設基準の詳細は、滋賀県HP「食の安全」
(URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/16739.html>) から
滋賀県食品衛生基準条例を御確認ください。



滋賀県食品衛生基準条例

各営業に共通する基準（一部抜粋）

- 従業者の手指の洗浄および消毒を行う装置を備え、かつ、水栓が洗浄後の手指の再汚染を防止できる構造の流水式の手洗設備※1を必要な数設けること。
※1 再汚染を防止できる構造の流水式の手洗設備：センサー式、足踏み式等の手洗い設備
- 規格等に冷蔵または冷凍について定めがある食品を取り扱う営業施設にあっては、その定めに従い必要な設備を設けること。

営業ごとの基準（一部抜粋）

- 魚介類販売業
 - ・原材料の保管および処理ならびに製品の包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。
- そうざい製造業および複合型そうざい製造業
 - ・原材料の保管および前処理ならびに製品の製造、包装および保管をする室または場所を設けること。この場合において、場所を設けるときは、作業の区分に応じて区画するものとする。

生食用食肉またはふぐを取り扱う営業の基準（一部抜粋）

- 生食用食肉の加工または調理をする営業
 - ・生食用食肉の加工または調理をするための設備は、他の設備と区分されていること。
- ふぐを処理する営業
 - ・除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。

特定簡易営業※2 の基準（一部抜粋）

- 営業施設は、食品等を取り扱うことを目的としない場所と区画されていること。
- 屋外に設置する場合は、屋根等を設けるほか、背面および側面には、覆いを設けること。

※2 特定簡易営業：出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設けて行う営業

新たな届出制度「営業届」とは？

- ・営業許可の対象でない営業であっても、

届出が必要な営業があります。

- ・該当する場合は保健所に**営業届を提出**してください。

許可業種

飲食店営業、食肉販売業（包装品除く。）、魚介類販売業（包装品除く。）、
菓子製造業、水産製品製造業、そぞい製造業、漬物製造業 など32業種

届出業種

許可業種と**届出不要業種**以外の営業が届出対象の業種

届出（営業届）の対象：

(例) 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）、
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）、乳類販売業、弁当販売業、
野菜果物販売業、コンビニ、スーパー、いわゆる健康食品の製造・加工業、
集団給食施設、器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂製の器具または
容器包装に限る。）など

※対象業種の詳細は、次ページを御覧ください。

営業届の対象

許可・届出が不要な業種

食品または添加物の輸入業、運搬業、
容器包装に入った長期間常温で保存可能な食品の販売など

- ・営業許可を取得した施設においても届出は必要です。
- ・新たな届出制度が始まるのは**令和3年6月1日**からです。
すでに営業中の営業者は令和3年11月30日までに届出が必要です。
- ・ただし、今回の改正で許可から届出に移行する業種（例：乳類販売業）は、令和3年6月1日に届出を行ったとみなされるため、新たな届出は不要です。
- ・届出事項に**変更**があった場合や**廃業**した場合は、保健所への**届出が必要**です。
- ・届出は、許可とは異なり施設基準の要件はありませんが、許可と同様に**食品衛生責任者を設置**する必要があります。

新たな届出制度「営業届」の対象業種は？

区分	業種
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売） 食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売） 乳類販売業 氷雪販売業 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
販売業	弁当販売業 野菜果物販売業 米穀類販売業 通信販売・訪問販売による販売業 コンビニエンスストア 百貨店、総合スーパー 自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）および営業許可の対象となる自動販売機を除く。） その他の食料・飲料販売業
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。） いわゆる健康食品の製造・加工業 コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。） 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他の食料品製造・加工業
上記以外のもの	行商（特定の店舗を持たずに商品を顧客がいるところへ運び販売をする小売業） 集団給食施設（委託の場合は許可が必要。直営で1回の提供食数が20食未満の場合は届け出不要。） 器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具または容器包装の製造、加工に限る。） その他

既に営業している営業者はどうしたらいいの？

- 今回の法改正により、新たな許可制度が施行されますので、現在営業している営業者であっても、原則新規で許可を取得するか届出をする必要があります。
- ただし、**一定期間、新規許可の申請を猶予するなどの経過措置**がとられています。

既に取得済みの許可の場合 (類型1, 2, 3)	現在の許可満了日までに新たな許可制度に基づく許可を取得してください。
現在は許可不要な営業のうち新たに許可業種となる営業を既に行っている場合 (類型4)	令和6年5月31日までに許可を取得してください。
現在の許可業種から届出業種となる営業を既に行っている場合 (類型5)	令和3年6月1日に営業届を提出したものとみなされるため手続きは不要です。

詳細は、このページから10ページを御覧ください。

- なお、令和3年6月1日以降に**新たに営業を開始する場合は、経過措置の対象とならず**、営業開始までに新制度に基づく許可または届出が必要になります。

法施行前から行われている営業に係る経過措置

令和3年6月1日より前に営んでいた営業の内容	【業種区分が存続】(注)他業種を統合するものを含む。	※ 容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合を除く。	→	類型1
	・飲食店営業 ・菓子製造業 ・乳処理業	・食肉販売業(※) ・魚介類販売業(※) ・清涼飲料水製造業	・麺類製造業 ・うござい製造業 …等	
	【業種区分が変更】	・マーガリン又はショートニング製造業 ・みそ製造業 ・しょうゆ製造業 ・ソース類製造業(密封包装された低酸性食品の製造) …等		
	・喫茶店営業 ・乳酸菌飲料製造業 ・魚肉練り製品製造業 ・冷凍又は冷蔵業(冷凍食品の製造)			
	【同一施設で2種類の営業を行う場合の措置】	・食用油脂製造業+マーガリン又はショートニング製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合) ・みそ製造業+醤油製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合)		
	【許可業種として新設】	・あじの開きや明太子などの製造(改正後の水産製品製造業) ・液卵の製造(改正後の液卵製造業) ・漬物の製造(改正後の漬物製造業) ・食品を小分けする営業(改正後の食品の小分け業)		
	【許可業種から届出業種へ移行】	・乳類販売業 ・食品の冷凍又は冷蔵業(食品の冷蔵・冷蔵保管業) ・氷雪販売業 ・食肉販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合) ・魚介類販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合)	類型5	

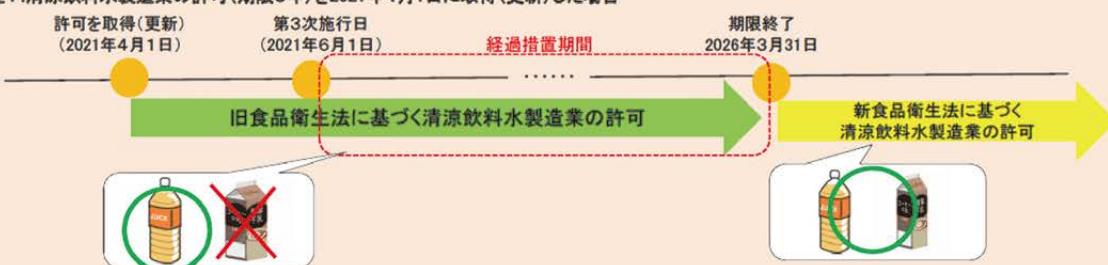
経過措置はどんな内容？

類型1および類型2に係る経過措置

類型1および類型2

- 類型1および類型2の営業者は、2021年6月1日以降も、現在の許可の有効期間の満了まで、新規の許可取得は不要
- [] の期間は、**旧施設基準**を遵守
- 経過措置期間において製造可能な食品は、従前の許可の範囲内に限る。例えば、改正後の清涼飲料水製造業では、乳飲料(生乳不使用に限る。)の製造が可能となるが、経過措置期間中はあくまでも旧法の許可で認められていた食品の製造しか行えない。

類型1:清涼飲料水製造業の許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



注) 新制度で営業の範囲が変更となった業種に該当する事業所は注意が必要。例えば旧制度の乳処理業と清涼飲料水製造業の許可を取得して、牛乳と清涼飲料水を製造している施設で、新制度施行後に旧制度の清涼飲料水製造業のみの許可期限が到来した場合には、新制度の乳処理業(清涼飲料水の製造が可能)の取得が必要。

類型2:みそ製造業の許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



類型3に係る経過措置

類型3

- みそ製造業としょうゆ製造業、食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業を、それぞれ同一施設で行っており、かつ有効期限の到来が不揃いな場合の措置

類型3:みそ製造業としょうゆ製造業の許可(いずれも期限5年)を、それぞれ2021年3月1日と2021年4月1日に取得(更新)した場合



- 旧法における菓子製造業の許可の経過措置期間中にあん類の製造を行うことは不可。あん類の製造を行う場合、新法における菓子製造業への切替えが必要。

(参考)菓子製造業の許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



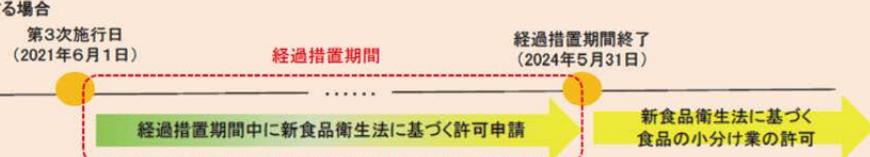
経過措置はどんな内容？

類型4に係る経過措置

類型4

- 今回の改正で新たに許可業種に指定される業種（例：食品の小分け業）については、2021年6月1日以降の時点で既に営業している者に関しては、営業許可の取得に3年間の猶予期間を設ける。

類型4 例1：食品の小分け業の許可を取得する場合



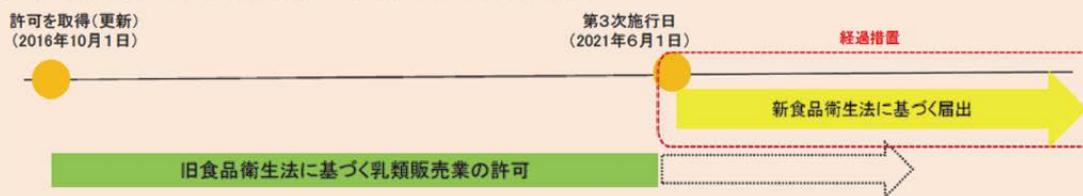
※新設業種ではないものの、現在許可対象外で今回の改正により要許可業種に含まれる食品（そうざい半製品やしょうゆ加工品等）の製造も3年間の猶予対象となります。

類型5に係る経過措置

類型5

- 許可業種のうち今回の改正で届出業種に変更されるものについては、営業届出の手続は不要。

類型5：乳類販売業の許可（期限5年）を2016年10月1日に取得（更新）した場合



問い合わせ先

■ 県保健所 ■

営業所の所在地を管轄する次の保健所へお問い合わせください。

なお、大津市内の営業所については、大津市保健所へお問い合わせください。



所管地域	保健所名	TEL/メールアドレス
草津市、守山市、栗東市、野洲市	草津保健所 <草津市草津三丁目14-75>	TEL : 077-562-3549 メール : ea30300@pref.shiga.lg.jp
甲賀市、湖南市	甲賀保健所 <甲賀市水口町水口6200・甲賀合同庁舎1階>	TEL : 0748-63-6149 メール : ea3104@pref.shiga.lg.jp
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江保健所 <東近江市八日市緑町8-22>	TEL : 0748-22-1266 メール : ea32300@pref.shiga.lg.jp
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	彦根保健所 <彦根市和田町41>	TEL : 0749-21-0284 メール : ea3305@pref.shiga.lg.jp
長浜市、米原市	長浜保健所 <長浜市平方町1152-2・湖北合同庁舎1階>	TEL : 0749-65-6664 メール : ea3405@pref.shiga.lg.jp
高島市	高島保健所 <高島市今津町今津448-45>	TEL : 0740-22-3552 メール : ea35300@pref.shiga.lg.jp



滋賀県 健康医療福祉部生活衛生課 食の安全推進室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

Tel : 077-528-3643 Fax : 077-528-4861

Mail : shokunoanzen@pref.shiga.lg.jp

令和3年3月発行